

各指定居宅サービス事業者・各指定介護予防サービス事業者  
（以上、介護職員処遇改善加算対象サービス種別に限る。）・  
各指定介護老人福祉施設開設者・各介護老人保健施設開設者・  
各指定介護療養型医療施設開設者（横浜市、川崎市、相模原市  
及び横須賀市が所管する事業者を除く。）

様

神奈川県保健福祉局福祉部介護保険課長  
高齢施設課長

### 平成27年度介護職員処遇改善加算届出書の提出について（通知）

平成27年度に介護職員処遇改善加算を算定するためには、平成26年度に当該加算を算定しているか否かにかかわらず、届出を行う必要があります。

ついては、平成27年4月サービス提供分から当該加算を算定しようとする場合には、次により書類を提出くださるようお願いします。

平成27年5月以降に当該加算の算定を開始しようとする場合には、算定を開始しようとする前月の15日までに届出書を提出してください。

なお、平成26年度において当該加算を算定している場合であって、平成27年度から当該加算の算定を行わない場合には、当該加算を取り下げの旨の届出を行うようお願いします。

#### 1 提出様式等

ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」の次に掲げる場所に掲載しています。

－書式ライブラリー

－0. 介護職員処遇改善加算

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=19>

－平成27年度介護職員処遇改善加算

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=775&topid=19>

#### 2 提出方法 郵送

#### 3 提出先 〒231-8588（所在地の記載は省略できます。）

神奈川県介護保険課 介護職員処遇改善加算届係

※ 横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市に所在する事業所、及び地域密着型サービス事業所に係る届出書については、事業所が所在する市町村に提出してください。

#### 4 提出期限

##### （1）平成27年4月15日（水）〈必着〉

ア 上記期限までに提出が必要な場合

（ア）加算Ⅰ（新設）を算定しようとする場合

（イ）平成26年度までに届け出ている加算の区分とは別の区分（同じ区分とみなされる区分を除く。

（注）を参照）を算定しようとする場合

（注）次に掲げる場合には、同じ区分とみなされるため、平成27年4月15日までの書類提出は不要です。

a 平成26年度までに届け出ている区分が（旧）「加算Ⅰ」で、平成27年度に（新）「加算Ⅱ」を算定しようとする場合

b 平成26年度までに届け出ている区分が（旧）「加算Ⅱ」で、平成27年度に（新）「加算Ⅲ」を算定しようとする場合

c 平成26年度までに届け出ている区分が（旧）「加算Ⅲ」で、平成27年度に（新）「加算Ⅳ」を算定しようとする場合

（ウ）加算の算定をやめる場合

イ 上記期限までに提出が必要な書類

（ア）介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

(イ) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

(ウ) 介護職員処遇改善計画書(事業所等一覧表)〔別紙様式2(添付書類1)〕

(注) (ウ)は、「一覧表」のみ平成27年4月15日まで提出することを求めています。介護職員処遇改善計画書(別紙様式2)(賃金改善計画、キャリアパス要件、職場環境等要件について記載する様式)の提出期限は、平成27年4月30日です。

※ 加算の区分を変更しない場合には、上記期限までに提出が必要な書類はありません。

**(2) 平成27年4月30日(木)〈必着〉**

ア 新設の加算Ⅰを算定しようとする場合は、(1)イ(ア)、(イ)、(ウ)以外の提出書類

イ 新設の加算Ⅱ(旧加算Ⅰ)、新設の加算Ⅲ(旧加算Ⅱ)又は新設の加算Ⅳ(旧加算Ⅲ)を同じ加算の区分で前年度から引き続き算定しようとする場合は、(1)イ(ア)、(イ)、(ウ)を含む提出書類一式

※ 平成27年度に当該加算を算定しようとする場合には、前年度までの届出の有無にかかわらず、届出書及び添付書類を必ず提出してください。

**5 留意事項**

次に掲げる資料(介護情報サービスかながわに掲載)に記載されている内容に留意願います。

(1) 平成27年3月31日老発0331第34号厚生労働省老健局長通知「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」一部抜粋資料

(2) 同通知全文

(3) 介護職員処遇改善加算に関するQ&A(平成24年度報酬改定時Q&A抜粋)

※ 平成27年度報酬改定に係る介護職員処遇改善加算に関するQ&Aが発出された場合には、その内容に留意願います。

(4) 介護職員のキャリアパスに関する懇談会資料

→ 厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/12/s1211-13.html>

問い合わせ先

介護保険課在宅サービスグループ 電話 045-210-4840 F A X 045-210-8866

高齢施設課福祉施設グループ 電話 045-210-4851 F A X 045-210-8874

〃 保健・居住施設グループ 電話 045-210-4856 F A X 045-210-8874

☆郵送用ラベル 封筒のあて名シールに御利用ください。

〒231-8588  
横浜市中区日本大通1  
神奈川県 介護保険課  
介護職員処遇改善加算届係